

第14期第1回  
札幌市福祉のまちづくり推進会議

議 事 録

日 時：2025年11月20日（木）午前10時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第2常任委員会会議室

## 1. 開 会

○事務局（布施事業計画担当係長） 定刻となりましたので、ただいまから第14期第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議を開催いたします。

私は、冒頭の進行を務めさせていただきます事務局の札幌市保健福祉局障がい福祉課事業計画担当係長の布施と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、障がい保健福祉部長の成澤からご挨拶を申し上げます。

○成澤障がい保健福祉部長 皆様、いつも大変お世話になっております。

札幌市障がい保健福祉部長の成澤でございます。

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、今回の第14期の会議に当たりまして、前回からの委員の継続、そして、今回新たに委員にご就任いただくことをご快諾いただきまして、重ねて感謝申し上げます。

札幌市では、平成10年に全ての市民が安心して快適に生活できるまちづくりを目指しまして、札幌市福祉のまちづくり条例を制定しております。この会議は、この条例に基づくものでございまして、市民の皆様、関係団体・事業者の皆様、有識者の皆様とともに、札幌市が協力しまして福祉のまちづくりを推進していくことを目的に設置しております。

本日は、前回の第13期の会議で審議された内容なども踏まえまして、今期の推進会議の方向性などをご議論いただくことになっております。

それぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（布施事業計画担当係長） 続きまして、事務局より委員の皆様の出席状況についてご報告させていただきます。

本日は、石田委員、小宮委員、鈴木委員、高棹委員、高橋めぐみ委員、東委員、古本委員の7名から欠席のご連絡をいただいております。

また、現時点で細川委員がいらっしゃっておりませんので、途中参加になるかもしれません。

本会議の委員数は24名、うち16名のご出席をいただいておりますので、現時点で出席者が過半数に達しておりますことから、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第14条第3項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、第14期の最初の会議でございますので、委員の皆様から自己紹介を一言お願いしたいと思います。

本日はオンラインでの出席の方もいらっしゃいますが、次第裏面の委員名簿の順に、浅香委員からお願いいたします。

○浅香委員 札幌市身体障害者福祉協会の浅香と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○池田委員 札幌市精神障害者家族連合会から参りました池田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○石橋委員 北海学園大学工学部建築学科の石橋と申します。よろしくお願いいたします。

○井元委員 札幌地区バス協会の井元と言います。よろしくお願いいたします。

○風間委員 札幌地区退職者連合の風間です。よろしくお願いいたします。

○小島委員 札幌市手をつなぐ育成会の小島佳代子と申します。よろしくお願いいたします。

○近藤委員 札幌市視覚障害者福祉協会の近藤と言います。よろしくお願いいたします。

○末永委員 今回、公募委員として参加させていただきます末永美津子です。よろしくお願いいたします。

○杉山委員 同じく、公募委員の杉山雄二と申します。よろしくお願いいたします。

○高野委員 同じく、公募委員の高野美里と申します。よろしくお願いいたします。

○高橋（誠）委員 札幌市老人クラブ連合会の高橋誠でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○立石委員 公募委員の立石光宏と申します。よろしくお願いいたします。

○鳥形委員 同じく、公募委員の鳥形ちづると申します。

現在、民生委員をやっております。よろしくお願ひいたします。

○橋本委員 オンラインで失礼いたします。

北海道医療大学の橋本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○半田委員 札幌市肢体障害者協会の半田敏昭と申します。よろしくお願ひします。

○渡辺委員 札幌市ボランティア連絡協議会の渡辺でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（布施事業計画担当係長） 続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。まず、私は、障がい福祉課事業計画担当係長の布施と申します。よろしくお願ひいたします。

障がい福祉課事業計画担当の田中です。

○事務局（田中事業計画担当） 田中と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

## 2. 議 事

○事務局（布施事業計画担当係長） それでは、早速ですが、議題に入りたいと思います。

今日は、第14期として最初の会議でございますので、まず、会長と副会長を決める必要がございます。

会長、副会長が決まるまでは、私のほうで進行を務めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（布施事業計画担当係長） それでは、しばらくの間、議長として進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第12条に基づきまして委員の方の互選により会長及び副会長を選出したいと思います。

最初に、会長ですが、立候補される方または推薦される方はいらっしゃいませんか。

○浅香委員 前期、第13期の福祉のまちづくり推進委員会の会長を務められ、また、これまでの議論の経緯などもよくご存じの石橋委員にお願いしたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

○事務局（布施事業計画担当係長） ただいま、浅香委員から会長に石橋委員を推薦するという意見がございましたが、ほかにご意見などはございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（布施事業計画担当係長） 石橋委員、会長にご就任いただくということで、よろしいでしょうか。

○石橋会長 はい。

○事務局（布施事業計画担当係長） それでは、ご承諾いただきましたので、会長は石橋委員をお願いすることを承認される方は拍手をお願いいたします。

（「異議なし」と発言する者あり）（拍手）

○事務局（布施事業計画担当係長） 続きまして、副会長の選任に入りますが、こちらも立候補される方または推薦される方はいらっしゃいませんか。

○石橋会長 福祉のまちづくりを推進するに当たりましては、障がいをお持ちの当事者の方のご意見が非常に重要になるわけがございます。多様な障がいをお持ちの方のご意見等に精通されておられます身体障害者福祉協会の会長を務めておられます浅香委員を副会長に推薦したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○事務局（布施事業計画担当係長） ただいま、浅香委員を副会長に推薦するというご意見がございました。

ほかにご意見などはございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（布施事業計画担当係長） それでは、浅香委員、副会長にご就任いただくということでよろしいでしょうか。

○浅香委員 はい。

○事務局（布施事業計画担当係長） 副会長を浅香委員をお願いすることについて、承

認される方は拍手をお願いいたします。

(「異議なし」と発言する者あり) (拍手)

○事務局(布施事業計画担当係長) それでは、会長、副会長に一言ずつご挨拶をいただきたいと思ひます。

まずは、石橋会長、お願いいたします。

○石橋会長 それでは、会長を務めさせていただきます石橋でございます。

第13期に引き続き会長を務めさせていただくことになりました。改めて、皆様方のご協力をお願いいたします。

後でご説明があると思うのですけれども、札幌市におきましては、これまでも福祉のまちづくりを推進してきたわけですが、共生社会を推進する条例の制定などをますます推進する方向で、市民の皆様方のご意見やお考えを醸成する方向に向かっていると思ひているところでございます。

この委員会におきましても、その方向にのっとりまして、皆様方の活発なご意見をいただきたいと思ひます。公募委員の方からもご意見を積極的にいただきたいと思ひますので、どうかご協力をよろしくお願いいたします。

○事務局(布施事業計画担当係長) 続きまして、浅香副会長、お願いいたします。

○浅香副会長 私は、第6期から前任の会長を引き継いで、この委員を務めさせていただいております。

口が悪いのは、多分、今までおられた方々のご存じのことと思ひますけれども、石橋会長の足を引っ張らないようにサポートしていければと思ひますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(布施事業計画担当係長) それでは、以後の進行につきましては、石橋会長にお願いしたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○石橋会長 それでは、以後、私のほうで場を仕切らせていただきたいと思ひます。

議題2の福祉のまちづくり関連法令・条例等の制定経過と内容について、議題3の第13期までの福祉のまちづくり推進会議の審議内容等について、議論を進めていきたいと思ひます。

なお、冒頭に事務局からもご案内がございましたが、ご発言の際には、発言者、発言内容が分かるように、なるべくゆっくりお話していただければと思ひます。

それでは、議題2、議題3に関しまして、まずは福祉のまちづくりの関連法令等や当会議のこれまでの審議内容などについて、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局(布施事業計画担当係長) それでは、資料1に基づきまして、福祉のまちづくりに関する法令や条例等の制定経過と内容についてご説明させていただきます。

少し長い説明となりますが、ご容赦ください。

資料1をご覧ください。

こちらは、皆様方に、今後、福祉のまちづくりについて審議をしていただく前提の情報といたしまして、主にバリアフリーに関する国の条例や法令、道や市の条例の制定経過などを時系列で整理したものとなっております。

時間の都合上、主なもののみ、ご説明させていただきますと思ひます。

まず、2ページの下ですけれども、国では、平成18年にバリアフリー新法を制定しております。こちらは、一般的にバリアフリー法と呼ばれる法律ですが、建築物や公共交通機関、また、移動経路における総合的、一体的なバリアフリー化を推進するために、一定の基準への適合を求める内容の法律となっております。

ページが前後いたしますが、1ページに戻っていただきまして、札幌市におきましては、平成10年に障がいのある方や高齢の方を含め、全ての市民が安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりを推進し、全ての人に優しいまちにすることを目的といたしまして、札幌市福祉のまちづくり条例を制定いたしました。

資料1については、ここまでの説明とさせていただきます。

続きまして、これまでの推進会議の審議内容についてご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

この推進会議は、平成10年に制定いたしました福祉のまちづくり条例で福祉のまちづくりの推進に関して重要な事項を審議するために設置されたもので、任期は2年となっております。

第1期から第3期までは、条例制定直後ということで、条例の趣旨を広めるための指針や事例集、優良事例の表彰、さらに、条例の一部改正などの作業を行っております。

第4期以降は、より具体的な施策を検討する場といたしまして、バリアフリー情報の提供や心のバリアフリーの検討を開始しております。

第5期の推進会議では、総合的かつ一体的なバリアフリー化を推進するために、新・札幌市バリアフリー基本構想の検討を行いました。

その後、第8期と第11期で見直しを行っております。

第5期、第6期の2期にわたりまして、優しさと思いやりのバリアフリーと称し、従来の数字で表したバリアフリー基準のみに頼るのではなく、人の目や感覚に基づく新たな取組を検討してまいりました。

特に、第6期では、公共的施設のバリアフリーチェックシステムという仕組みをつくりまして、現在まで運用しているところでございます。こちらは、札幌市が公共的施設を整備する際に障がいのある方や高齢の方などに図面や建物をチェックしていただいてご意見をいただくものでありまして、第7期以降、部会の委員の皆様にも参加していただいております。

また、部会では、バリアフリーチェックの意義や出された意見などを市有施設を整備する部局へ周知したほか、バリアフリーの意識を持って計画、設計を進めてもらうために、トイレやエレベーターの整備事例集を作成いたしました。

また、心のバリアフリーの推進の取組につきましては、第7期で市民向け啓発冊子、心のバリアフリーガイドを作成しております。こちらは、第9期で改定を行っておりますほか、第10期では、感受性が豊かな子ども時代に心のバリアフリーに触れていただけて理解してもらうために、4コマ漫画やイラストを多く用いた心のバリアフリーガイドわかりやすい版を作成しております。このわかりやすい版につきましては、現在も市内の小学校4年生全員に配付しておりますほか、心のバリアフリーガイドの内容を要約した心のバリアフリーガイド中学生用を市内の中学校3年生全員に配付しているところです。

第11期では、札幌市バリアフリー基本構想につきまして、前回の見直しから約5年経過していたことから、第5次札幌市バリアフリー基本構想検討部会を設置いたしまして、令和4年6月に札幌市バリアフリー基本構想2022を改定いたしました。

第12期では、公共的施設のバリアフリー化を推進するため、当時の施設整備マニュアルの改定を目的とした施設整備マニュアル改定に係る検討部会を設置し、令和6年6月に札幌市福祉のまちづくり条例施設整備ガイドブックという形で改定しております。

続きまして、第13期の開催状況をご説明いたします。

資料3をご覧ください。

令和5年9月から2年間を任期とした第13期ですが、3回の全体会議を開催しております。

第1回目の全体会議は、令和5年11月29日に開催しております。この会議では、会長、副会長を選出するとともに、第12期の活動の振り返りを行い、第13期の検討事項といたしまして、公共的施設のバリアフリー部会及び障がい分野における共生社会推進条例検討部会の二つの部会を設置することを決定いたしました。

部会の活動の方向性といたしましては、公共的施設のバリアフリー部会では、バリアフリーチェックの実施、また、障がい分野における共生社会推進条例検討部会では、共生社会推進条例の制定、検討を行うことをそれぞれ確認しております。

第2回の全体会議は令和7年1月20日、第3回の全体会議は令和7年8月25日にそれぞれ開催しております。公共的施設のバリアフリー部会と障がい分野における共生社会推進条例検討部会の活動報告を行いまして、それぞれの部会の活動内容について確認をしたところです。

続きまして、各部会の活動の概要についてご説明したいと思います。

公共的施設のバリアフリー部会ですが、部会は全3回、バリアフリーチェックは全8回開催

いたしました。

第1回目の部会は、令和6年2月に開催し、こちらでは、部会長と副部会長を選出するとともに、部会の活動内容について確認をいたしました。

第2回目は、令和6年12月に、書面開催にて、バリアフリーチェックを実施した中央区複合庁舎整備事業とモエレ沼公園野球場整備事業、(仮称)新展示場整備事業の概要等を確認いたしました。

第3回目は、令和7年8月7日に、こちらでも書面開催で、バリアフリーチェックを実施した中央区複合庁舎整備事業、中央市税事務所移転整備事業、藻南公園再整備事業、厚別山本公園造成事業、(仮称)新展示場整備事業の概要等を確認いたしました。

次に、バリアフリーチェックの実施状況についてご説明をいたします。

資料4をご覧ください。

まず、バリアフリーチェックについてご説明させていただきます。

バリアフリーチェックシステムと言いますのは、札幌市が施設を建てる際に、福祉のまちづくり条例で定められた整備基準を上回る、よりバリアフリー化された施設となるように、設計段階や施工段階で高齢の方や障がいのある方に図面や現地をチェックしていただき、ご意見を施設整備に生かしていくという取組でございます。

第13期で実施いたしましたのは、中央区複合庁舎、モエレ沼公園野球場、中央市税事務所、藻南公園、厚別山本公園、(仮称)新展示場の6施設になっておりますが、本日は、直近1年間に実施した5施設について概要をご説明させていただきたいと思っております。

まず、一つ目の中央区複合庁舎は、全部で4回バリアフリーチェックを行っておりまして、令和7年2月に4回目の施工段階のチェックを実施しております。こちらは、旧中央区役所の敷地に中央区役所と中央区民センターと中央保健センターの三つの用途を集約した複合庁舎を新築し、令和7年2月25日にオープンいたしました。

各階の構成といたしましては、地下1階、地下2階に来庁者用の駐車場、また、地上1階、2階に中央区民センター、3階から6階に中央区役所、中央保健センターを配置しております。

各階への動線といたしましては、エレベーターにより地下2階から6階までアクセスできるようになっておりますほか、多くの来庁者が利用する1階から3階の各種窓口までは、エスカレーターを設けることで分かりやすい動線としております。

トイレにつきましては、男女一般トイレ内の大便器や小便器、洗面器には、手すりを設置しております。また、バリアフリートイレにつきましては、各階の男女一般トイレに隣接して設置しておりまして、特に来庁者の出入りが多い1階には車椅子が回転しやすい直径180センチの円が内接できるような広さを確保しております。また、大型ベッドを設置することで、重度の障がい者や介助者等への配慮も行っております。また、子連れ対応のベビーチェアやフィッティングボードを設置したゆとりあるブース、オストメイトの対応設備についても各階に設けております。

車椅子利用者用の駐車場につきましては、地下1階、地下2階、それぞれの来庁者用駐車場のエレベーターの近くに2台設けて、建物全体で合計4台の車椅子利用者用の駐車場を設けております。

次に、バリアフリーチェックの実施結果の概要です。

資料4の2ページ目に、いただいたご意見とそれに対する担当部局の考え方を記載しております。こちらは、お時間の関係上、主なご意見をかいつまんでご説明、ご紹介させていただきます。

まず、2ページの4番ですけれども、駐車場につきまして、ハイルーフのワゴン車、福祉車両が入れなかったということで、電灯の位置を調整して入れるようにすることはできないかとのご意見をいただきました。

これにつきましては、地下駐車場は高さ2メートル制限としておりますため、トラバーを設置し、注意喚起を行っております。また、車高が2メートルを超える福祉車両等につきましては、建物の南西側にある車寄せに駐車できるような運用を行っております。

続いて、6番ですが、3階のエレベーターを降りてから案内カウンターまでの位置が遠いと

いうご意見をいただきました。

そのご意見を踏まえて、案内カウンターの位置をエレベーター側に少し移動するなどの調整を行っております。

続きまして、資料4の7ページから、二つ目の中央市税事務所になります。図面等につきましては、10ページ以降に掲載しております。

中央市税事務所は、もともとサッポロファクトリーに入居していたものですが、中央区複合庁舎の整備によって空室となりました旧中央保健センターの建物に移転したものです。

令和7年3月に2回目の施工段階のバリアフリーチェックを行いまして、令和7年7月22日に供用開始をいたしました。

各階の構成といたしましては、1階に納税課、2階に市民税課、6階に固定資産税課と諸税課を配置しております。

来庁者の動線につきましては、主要な経路は車椅子が方向転換できる幅140センチを確保しておりまして、段差やスロープが生じないように配慮しておりますほか、各階へはエレベーターで移動可能となっております。

バリアフリートイレは、1階、2階、6階に設置しております。

既存建物の改修でありますため、整備を行う上では構造上の制約を受けますが、一般トイレの和式便器を洋式便器に更新するとともに、手すりを設置するなど、できる限りの配慮を行っております。

また、駐車場につきましては、既存の機械式の立体駐車場が46台分ございますが、車椅子使用者に対応することができないため、建物西側のサービススペースに車椅子使用者用駐車場を1台分確保しております。

次に、バリアフリーチェックの際の主なご意見等をご紹介します。

8ページをご覧ください。

まず、2番の、OAフロアでスロープ状になっている箇所の色を変えて目立たせないとスロープの判別がしにくいというご意見を踏まえまして、注意喚起用のテープを貼るなどし、スロープ部分が見やすくなるようにしております。

続いて、6番ですが、点字ブロックの色が灰色になっている箇所があり、床の色と同系色のため見えにくいほか、8番で、フロアの入り口から窓口前まで点字ブロックが敷設されていない箇所があるというご意見をいただきました。

このご意見を踏まえまして、点字ブロックの色を黄色に変更するとともに、追加で点字ブロックを敷設しております。

続きまして、三つ目の藻南公園ですが、13ページ以降になります。

こちらは、昭和32年の開設以降、施設全体の老朽化や駐車場不足、バリアフリーへの未対応といった課題が生じております。このため、公園全体の再整備に向けた検討を行っておりまして、令和7年6月に設計段階のバリアフリーチェックを行いました。

藻南公園は、豊平川を挟んで大きく石山エリアと川沿エリアに分かれており、令和8年度から令和10年度にかけて川沿エリア、令和11年度から令和12年度にかけて石山エリアの工事を行う予定となっております。

主な整備内容といたしましては、公園内の園路で少し勾配が急な箇所がありますため、勾配を緩やかにする工事を行います。

また、駐車場ですが、川沿エリアにつきまして、車椅子使用者用駐車場を合計3台分整備いたしますほか、移動に配慮が必要な方のための優先駐車区画を14台分整備いたします。

また、石山エリアには、車椅子使用者用駐車場を1台分整備いたします。

さらに、既存の管理事務所を取り壊しまして、新たにパークセンターとして移設整備をいたします。

パークセンター内には、バリアフリートイレのほか、ベビールームや公園利用者が自由に利用できる多目的室兼休憩室を設ける予定となっております。

次に、バリアフリーチェックの際の主なご意見等をご紹介します。

14ページをご覧ください。

まず、2番の、視覚障がい者が公園の出入口を発見しやすいように出入口にも誘導用ブロッ

クがあるとよいというご意見を踏まえまして、出入口への誘導用ブロックの設置を検討いたします。

また、5番ですが、おむつを捨てるごみ箱や車椅子使用者用トイレ内のごみ箱については、車椅子使用者も使いやすいように、なるべく大きく、高さのあるものがよいとのご意見をいただきました。

今後、パークセンターの供用開始の際には、ご意見を踏まえたごみ箱を設置予定です。

続きまして、四つ目の厚別山本公園です。

資料は、18ページ以降となります。

こちらは、廃棄物の最終処分場であります山本処理場のうち、埋立てが完了したエリアに整備する総合公園でございます。

次に、20ページのA3判横長の資料の左側に位置図がありますが、南北に細長い公園になっておりまして、既に北エリアと中央エントランス広場は供用開始をしております、今回は南エリアの整備計画となります。

駐車場以外の工事は、令和8年度から令和10年度にかけて行う予定となっております。

園内は、既存の樹木等を生かした森の遊び場と小さい子どもから大人までサイクリングを楽しむことができるサイクル広場、そして、炊事広場としても活用できる交流広場で構成されております。

主な園路につきましては、障がいのある方などが移動しやすいように、段差がなく、勾配が5%以内となるように計画しております。

森の遊び場のうち、車椅子など、障がいのある方の使用を想定しているユラユラ広場の地面につきましては、柔らかいゴムチップ舗装を予定しております。

駐車場は、合計79台の駐車区画のうち、車椅子使用者用駐車区画として2台分を確保いたします。

また、駐車場の近くにあります管理棟につきましては、自転車や炊事に使うコンロを貸し出す役割を担っておりますほか、半屋外の休憩スペースや多目的トイレを設置予定となっております。

次に、バリアフリーチェックの際の主なご意見等をご紹介します。

19ページの4番ですが、管理棟周辺の地面がインターロッキングというブロックを敷き詰めるような舗装を予定しているということですが、そのような舗装ですと、経年で段差ができたり、目地に車椅子のタイヤが引っかかるなど、車椅子使用者にとっては使いづらいので、アスファルト舗装のほうがよいのではないかとのご意見をいただきました。

これにつきましては、極力、目地や段差のないもの、アスファルトにインターロッキング調の模様を施したものの使用を検討いたします。

最後に、5番目の（仮称）新展示場です。

23ページをご覧ください。

こちらは、札幌市豊平区の旧月寒グリーンドームの跡地に建てる施設です。白石区にありますアクセスサッポロの後継施設という位置づけで、広さは延べ床面積が3万平方メートルということで、アクセスサッポロと比べて展示ホールの広さが約3倍となる展示場でございます。また、大小二つの展示ホールは、七つに区分できるようになっております。

敷地内の主な動線につきましては、ロードヒーティングにより、冬でも歩きやすいように配慮いたします。

また、トイレにつきましては、1階、2階の各トイレにバリアフリートイレを設置いたしますほか、男女共用の個室トイレである広々トイレを設置する計画となっております。

車椅子使用者用の駐車場につきましては、入り口付近に15台分を設ける計画となっております。

次に、バリアフリーチェックの際の主なご意見をご紹介します。

24ページ、25ページ、26ページをご覧ください。

まず、24ページの2番ですが、一般トイレにも手すりをつけてほしいとのご意見がございました。

こちらにつきましては、男女一般トイレにも1か所ずつに手すりの設置を予定しております。

す。

続きまして、9番、10番ですが、触地図という視覚障がいのある方が触って空間を把握できる図をトイレの構造把握のために一般用トイレにも設置したほうがよいのではないかというご意見と、逆に、トイレ全体ですと情報量が多過ぎるので、バリアフリートイレのみで十分なのではないかと、ただ、バリアフリートイレは広くて迷ってしまうこともあるため、音声案内をつけてほしいというご意見がありまして、こちらについては、今後、検討を進めていくこととしております。

また、14番で、車寄せに庇が必要とのご意見がございました。

こちらは、現時点では、予算の都合上どうしても難しいのですが、今後の課題ということで、引き続き検討を進めていくこととしております。

次に、障がい分野における共生社会推進条例検討部会についてご説明させていただきます。資料5をご覧ください。

本条例につきましては、まちづくり政策局のユニバーサル推進室という部署が所管部局となりますが、高齢者人口の増加への対応や障がいのある方への理解不足など、様々な課題が複合的に絡み合い複雑化している現状を踏まえまして、障がい分野における意見についても確認することを目的として部会を設置したところでございます。

本部会は全2回開催しておりまして、第1回目の部会を令和6年5月に開催し、こちらでは部会長と副部会長を選出するとともに、条例の内容について検討していただいたところで。

第2回目につきましては、令和6年11月に開催いたしまして、第1回に引き続き条例の内容について検討していただいたところで。

続いて、令和7年4月に施行した札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例についてご説明いたします。

条例の制定目的ですけれども、札幌市では、差別や偏見がなく、互いにその個性を尊重され、能力を発揮できる多様性と包摂性が強みとなる社会、つまり、共生社会の実現を目指しておりまして、そのために札幌市と市民と事業者が連携・協働して取組を進めていくことなどを目的として制定いたしました。

本条例におきましては、共生社会の実現に関する基本理念のほか、市の責務、市民及び事業者の役割、市の基本的施策などを定めておりまして、札幌市では、本条例に基づき共生社会の実現に向けた各種取組を進めていくこととしております。

続いて、部会でいただいた主なご意見について紹介いたします。

第1回目の部会では、子どもに分かりやすくという話もあったが、大人でも分かりにくい。多様な捉え方をされてしまうということであれば、絵を活用するなどしたほうが共通理解が進むのではないかと。大人を対象とするのではなく、最初から子どもや高齢者等に伝わるような取組を進めてほしいというご意見や、知的障がいの世界では、分かりやすい言葉を使えば使うほど逆に分かりづらくなることもあるので、難しいと思われる言葉でも、言葉の概念が分かる文言であればこのままでも問題ないと思う。条例、条文自体はそのまま、分かりやすい版のようなものをつくるということでもよいのではないかといったご意見をいただきました。

また、第2回目の部会では、子どもへの取組というのはとても重要である。現在、フリースクールを運営しており、最近、不登校児童への支援など、運営に障がいのある方にも関わっていただくような取組を始めた。それに当たっては、ハレーションやご意見をいただくこともあったが、実際にやってみないと両者の意見を聞くことはできないといったご意見や、個別の取組は様々進められているが、横串を刺して連携していくことが重要なのではないかと。行政はどうしても縦割りになりがちだが、事業間の整合性や効果検証についてしっかり進めてほしいというご意見をいただきました。

担当部局におきましては、こうした部会でのご意見をはじめ、パブリックコメントなど、広く市民のご意見を聴取した上で条例の検討を行い、本年3月に条例が制定、4月から施行されております。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。

○石橋会長 初めて委員を務められる方は、一言で言いますと何のこっちゃと思う人もいるかもしれませんが、復習を兼ねてもう一度整理します。

まず、本委員会の基となる福祉のまちづくり条例を含めた関係法令の説明が一番最初にありました。

それを踏まえまして、本委員会のこれまでの活動経過が資料2において整理されていて、特に、前期の活動内容のご説明が資料3の中で示されています。

前期の福祉のまちづくり推進会議は、大きく二つの部会で活動しています。一つが公共的施設のバリアフリー部会、もう一つが障がい分野における共生社会推進条例検討部会です。この二つの部会に分かれて自主的な活動を行ったというのが前期の内容です。

各々の部会の活動内容のうち、公共的施設のバリアフリー部会では、主に公共的施設のバリアフリーチェックの活動を行ってまいりまして、それが資料4で、こんなことをやってきました、こういうご意見をいただきましたという経緯のご説明がありました。

先ほど申し上げたもう一つの部会の障がい分野における共生社会推進条例検討部会は、先ほど私が冒頭で申し上げましたが、この福祉のまちづくり推進条例の担当部局ではない別の部局から、この条例の制定に当たりまして、障がいを持つ当事者の方からいろいろなご意見をいただきたいというご依頼があって、それで、この会議の中で条例の制定に当たっての意見を申し上げました。

それが部会の内容だったのですが、この説明で合っていますか。

○事務局（布施事業計画担当係長） はい。

○石橋会長 そういう活動内容について、もう少し説明が欲しい、ご意見、ご質問があればお受けしたいと思います。

いかがですか。

○高野委員 分かりづらかったので、この公共的施設のバリアフリー部会ともう一つの条例検討部会の違いを教えてくださいなのですが、よろしいでしょうか。

○事務局（布施事業計画担当係長） 公共的施設のバリアフリー部会と、福祉のまちづくり条例施設整備基準検討部会の違いですけれども、公共的施設のバリアフリー部会は、主に札幌市が建てる市有施設のバリアフリーチェックを行ったり、そのチェックの過程の内容の検証を行うことが役割でございます。

一方で、福祉のまちづくり条例施設整備基準検討部会と言いますのは、今、福祉のまちづくり条例という条例の中で全ての人が使いやすいバリアフリー化された建物の基準を設けておりまして、後ほど改めてご説明するのですが、国の基準が変わったため……

○石橋会長 そうではなくて、第13期の話だと思います。

○事務局（布施事業計画担当係長） 失礼しました。

第13期の障がい分野における共生社会推進条例検討部会につきましては、資料5に概要を載せているのですが、札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例を制定しようという計画がございまして、その条例の制定に当たって、障がいのある当事者の方々や当事者団体の方々からいろいろとご意見をいただきたいということで、第13期の福祉のまちづくり推進会議に部会を設けて、いろいろとご意見を伺っております。

先ほどの公共的施設のバリアフリー部会は、バリアフリーチェックを主に行う、そして、障がい分野における共生社会推進条例検討部会につきましては、条例の制定に当たってのご意見をいただくといった違いがございます。

○石橋会長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

○末永委員 先ほどの条例制定に対する意見を言うという検討部会のほうの質問です。

現在、令和7年4月から施行されているということですので、今期は改定する流れの意見を言うということですか。この条例はもう施行されているのですよね。

○事務局（布施事業計画担当係長） 後ほど改めてご説明させていただくのですが、福祉のまちづくり条例につきましては、平成10年に制定された条例ですので、既に施行されております。第13期で条例の制定について検討していただいたのは、札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例という別の条例になりまして、それは今年4月から施行された新しい条例になります。

○事務局（成澤障がい保健福祉部長） まず、去年までの状況をインプットしていただくということでご説明をさせていただきました。前期は、バリアフリーチェックという具体的な施

設のチェックと、条例をつくるための部会を行い、ご意見をいただきました。

ご発言のあったとおり、条例はもう施行されていますので、次の議題4で、今期はどういう部会を設けようかという議論をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○石橋会長 ご質問の趣旨は、4月から施行されたのですけれども、改正を行うという前提の中で、第14期は何か活動をするのですかということだと思えるのですけれども、合っていますか。

○末永委員 そうです。

○石橋会長 それは、また後でご説明を差し上げますので、先詰めになりますけれども、それは違います。施行したばかりですから、当面は、このまま様子を見て、いずれは、こういうところを変えないといけないのではないかという動きが出てくるかもしれないのですけれども、恐らく、第14期は条例の改正に向けた検討はしないと思います。

多分、そこが一番お伺いしたかったことかと思えるのですけれども、間違いないでしょうか。

○末永委員 それこそ先走りですけれども、どちらの部会を希望しますかというアンケートがあったものですから、福祉のまちづくり条例施設整備基準を検討する部会というものを開催するという前提なのかなと思ったので、今のご質問をいたしました。

○石橋会長 それについては、この後の議題でまたご説明させていただきます。

ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋会長 そうでしたら、ご質問、ご意見がありましたら後ほどでも結構ですので、一旦、このまま議事を進めさせていただきたいと思えます。

それでは、議題4に移ります。

先ほどご質問にもございましたが、今期の福祉のまちづくり推進会議の検討事項及び専門部会の設置について、事務局から、ご説明、ご提案をよろしくお願いします。

○事務局(布施事業計画担当係長) それでは、今期、第14期推進会議の検討事項につきまして、事務局よりご提案させていただきます。

事務局からは、バリアフリーチェックを行う公共的施設のバリアフリー部会と、札幌市福祉のまちづくり条例施設整備基準の見直しについて検討を行う福祉のまちづくり条例施設整備基準検討部会という二つの部会の設置を提案させていただきます。

なお、部会の正式な名称等につきましては、第1回目の各部会で皆様のご意見をいただきながら決定したいと考えております。

それでは、最初に、公共的施設のバリアフリー部会についてご説明をさせていただきます。

こちらの部会を設置する理由といたしましては、市有施設のバリアフリーチェックを実施し、以降の施設整備に生かすことで、市有施設をはじめとした公共的施設のバリアフリー整備レベルの向上を図るためと考えております。

部会で検討する内容としては、バリアフリーチェックの実施、実施過程の検証となります。

部会開催の頻度につきましては、2年間で3回を予定しております。

ここで、バリアフリーチェックの仕組みにつきまして、改めてご説明をいたします。

バリアフリーチェックと言いますのは、従来の数値化されたバリアフリー基準のみに頼るのではなく、人の目や感覚に基づく取組といたしまして、札幌市が市有施設を整備する際に障がいのある方や高齢の方による図面や現地をチェックを行っていただき、意見を求めるシステムとなっております。

札幌市が建設する2,000平米以上の公共的施設、市有施設の新増改築や道路、公園の整備等を対象として、札幌市老人クラブ連合会と札幌市身体障害者福祉協会から推薦していただいた方にバリアフリーチェックを行っていただくことになっております。

福祉のまちづくり推進会議の部会委員の皆様には、本システムの検証のため、参加していただいているところです。

なお、札幌市福祉のまちづくり条例の上では、公共的施設の定義につきましては、学校、病院、ホテル、工場、共同住宅などの多数の方が利用する施設を指しているのですが、今回のチェックの対象としては、公共的施設の中でも区役所のように不特定多数の方が利用する施設

を対象としております。

バリアフリーチェックは、一つの整備事業について、企画・設計段階と施工段階という形で複数の段階で実施してありまして、設計内容、または、施工内容の変更が可能な時期に実施することを原則としております。例えば、設計段階で2回実施して、最後に、ある程度建物ができた施工段階でもう一回実施するというような形で行っております。

設計段階のチェックでは、整備を担当する部局から施設の概要を説明させていただいた後に、設計図面やイメージ画像などを見ていただきながら、その施設に必要なバリアフリーの整備や機能が備わっているのかという視点でチェックをしていただく形になります。

図面の段階では、完成後の施設を詳細に想像することはなかなか難しい部分もございますけれども、施工がある程度進んでしまいますと、大きな変更が難しくなってしまうという事情もございます。それが設計段階であれば、例えば、一般用トイレにも車椅子が入れる大きめのトイレのブースが欲しいといったご意見なども、ある程度検討することができるのかなと考えております。

施工段階のチェックにおきましては、設計段階でのご意見がどのように反映されたのかという確認していただくことが中心となりますが、設計時と違って、実際に現地に赴いて建物を見て、立体的に確認していただくことが可能になりますので、この段階で初めて気づくような点もいろいろあるかと思えます。例えば、これまでの事例ですと、区役所では窓口に案内サインが看板のような形で掲げられているのですが、そのサインの設置位置が車椅子の方の視点から見ると少し高過ぎるのではないかといった指摘がございました。

今年度のチェックの対象施設については、全て終了してありまして、基本的には、来年度以降、新たに対象となる施設があればチェックをお願いすることになります。

続きまして、もう一方の福祉のまちづくり条例施設整備基準検討部会についてご説明させていただきます。

こちらの部会を設置する理由といたしましては、令和7年6月に、バリアフリー基準という建物をバリアフリー化するときどこをどうすればよいのかという国が定めている基準が改正されております。その国の整備基準が札幌市が定めている福祉のまちづくり条例の基準を上回るような逆転現象が生じているということで、札幌市の施設整備基準を定める福祉のまちづくり条例施行規則について、改正の検討を行う必要があるためでございます。

詳細につきましては、資料7をご覧ください。

まず、1番は、先ほども簡単にご説明させていただいたのですが、国でバリアフリー基準の見直しがあったという点でございます。

現状、特別特定建築物と呼ばれる2,000平米以上の不特定多数の方が訪れる建物を建てる場合には、国のバリアフリー法で決められた基準に適合しないと建てられないことになっております。今回の国のバリアフリー基準の改正によって、トイレと駐車場と劇場等の客席、主に3点について基準が改正されております。

続いて、2番の主な改正内容をご覧ください。

1 ページ目、2 ページ目の便所の項目です。

車椅子使用者が使えるバリアフリートイレ、車椅子使用者用便房と言うのですがけれども、旧国基準では、この便房を一つ以上設けなさいと定められております。これについては、現在の札幌市の整備基準と同等のものとなっております。

一方で、今回改正となった新しい国基準では、まず、不特定多数の者が利用する便所は、原則、不特定多数の者が利用する階以上を設けるとなっており、さらに、車椅子使用者用便房は、便所を設ける階ごとに1か所以上を設けるとなっています。つまり、新しい国基準では、例えば、不特定多数の方が利用する5階建てのデパートがあった場合には、まず、便所は5か所以上設置しなければならない、さらに、車椅子使用者用のトイレも5か所以上、各階に設置する必要があることになりまして、車椅子用トイレの設置の箇所数が増えて、札幌市の整備基準を上回っております。

続いて、4 ページ目の駐車場の項目です。

車椅子使用者用の駐車スペースの設置基準についてですが、車椅子使用者用の駐車スペースというのは、車椅子のまま乗れる車では、車椅子の方が下りるときには少し広めなスペースが

必要になってまいりますので、その分、大きめのスペースを用意しようとなっております。こちらを何台分用意するかというのが設置基準ですけれども、例えば、駐車スペースが全部で200台分ある駐車場の場合、札幌市の基準では、車椅子用は2台分用意すればオーケーとなります。

一方、新しい国基準では、4台分必要となるということで、設置しなければならない車椅子用のスペースの台数が増えております。

戻っていただいて、3ページですけれども、劇場等の客席についての基準を掲載しております。例えば、映画館の客席、札幌市民ホールなどの座席が固定されたホール、劇場等を考えていただければと思いますが、劇場等に車椅子使用者用のスペースを設けようという規定となっております。

こちらの設置基準については、例えば、総座席数が400席の場合、札幌市の基準では、車椅子スペースは4台分必要となりますが、国基準では、2台分あればよいということで、逆に、こちらは札幌市のほうが高い水準となっております。ただ、この車椅子使用者用スペースの寸法、奥行きが、札幌市では120センチとしておりますところ、新しい国基準では135センチ以上ということで、国のほうが札幌市よりも上回っているという状況がございます。

続いて、5ページです。

札幌市の整備基準につきましては、これまで国の整備基準と同じか、より高い水準としておりまして、より障がいのある方や高齢の方に配慮した内容となるように定めてきたところであります。しかしながら、今回の国基準の改正によって、先ほどご説明させていただいたとおり、トイレと劇場等の客席と駐車場の設置基準について、一部、国基準が札幌市の基準を上回る逆転現象が生じている状況となっております。このため、札幌市の基準を国基準に合わせる改正を行う方向で、本部会で検討していただきたいと考えております。

あわせて、施設整備を行う上で課題となっている整備基準等についても必要な見直しを行いたいと考えております。

最後に、今後の改正に向けた想定スケジュールですけれども、令和8年1月から2月にかけて整備基準検討部会を2回ほど開催いたしまして、部会内で案がまとまりましたら、再度、福祉のまちづくり推進会議の全体会議で承認をいただきたいと考えております。その後、パブリックコメントで広く市民からもご意見をいただきまして、最終的に市長決裁を経て施行を予定しております。

また、施行後も、規則が少し強化された部分につきましては、一定期間の経過措置を設ける予定と考えております。

このスケジュールは、あくまでも想定ですので、日程が後ろにずれ込む可能性もありますので、ご了承ください。

続きまして、資料6に戻っていただきまして、一番下に全体会議の予定を掲載しております。

第1回目の会議は、本日11月20日に開催しておりますが、これを含めて大体3回の開催を予定しております。第2回目では、先ほど申し上げたとおり、福祉のまちづくり条例施行規則の改正についての承認や部会の経過報告、そして、任期の終盤となります令和9年8月頃には、第3回目の会議を開催いたしまして、部会での審議内容の承認をいただくことを予定しております。

皆様には、各会議の開催の1か月から1か月半前ぐらいには、開催に伴う日程調整のご案内を送らせていただきますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

最後に、部会のメンバーの選出について、事務局より提案をさせていただきます。

机上に、部会のメンバーの案をお配りさせていただいておりますが、推進会議の委員の皆様には、二つの部会のどちらかに所属していただきたいと考えております。この推進会議は、学識経験者、事業者・関係団体の方、公募委員の方で構成されておりますので、それぞれをおおむね半分に分けまして、一つの部会について大体12名ずつとすることを想定しております。

所属する部会については、どちらか一方になりますが、例えば、オブザーバーという形で、所属していないもう一方の部会に参加していただくことも可能としております。

こちらは、前期もそうだったのですけれども、会長、副会長ともご相談の上、専門分野なども考慮して決めさせていただければと考えておりますが、7名の公募委員の方につきましては、こちらにも机上に配付しているのですけれども、どちらに所属したいかをお伺いした上で調整したいと考えております。希望部会連絡票にどちらの部会に所属したいかを記載していただいて、12月3日水曜日までに事務局までお知らせいただければと思います。お知らせいただく際には、この紙に直接書いていただいて、郵送、ファクス、あるいは、こちらに記載している電子メールアドレスにメールをいただいても結構です。いずれかの形でご連絡をいただければと思います。

また、今回、机上配付している部会の案につきまして、一旦、公募委員以外の方々についての案を載せているのですけれども、こちらにつきましては、あくまでも案でございますので、公募委員以外の委員の方々からも、自分は違う部会がよいなどのご希望がありましたら、何なりと事務局までご連絡をいただければと思います。

皆様がどの部会に所属していただくかにつきましては、12月中に文書でお知らせさせていただきます予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からの第14期の検討事項などに関するご提案は以上になります。

○石橋会長 改めて、資料6をご覧ください。

第14期につきましては、正式に名前が決まっていないので、あくまで仮称となっておりますが、公共的施設のバリアフリー部会は、第13期から引き続いてまた今期も設けます。もう一つの部会については、第13期の部会で条例はもう制定できたので、今期からは新しく福祉のまちづくり条例施設整備基準検討部会といったものを設けるというご提案でございます。

今回、この会議の委員の皆様方には、いずれかの部会に所属していただくというご提案です。それにつきましては、まず原案は出していただいておりますけれども、ご希望がございましたら事務局にお伝えいただけたら変更していただくことはできます。特に、公募委員の皆様におかれましては、これから希望調書を取りますので、それを事務局で調整していただいて決定という流れになります。

それ以外にも、全体会議もありますというご案内がございました。

ご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思っております。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋会長 私の仕切りでは、特に公募委員の皆様方には、せっかくご足労いただいているので、遠慮なくご意見をいただきたいということを旨としておりますけれども、ご発言されていない杉山委員、立石委員、何かございましたら遠慮なくご発言ください。

いかがですか。

○立石委員 大丈夫です。

○杉山委員 大丈夫です。

○石橋会長 繰り返しでくどくなりますが、この部会のいずれかに所属していても、例えば、今回提案する福祉のまちづくり条例施設整備基準検討部会に所属していても、バリアフリーチェックに関心があるので、参加したいときには、事務局に事前に一声かけていただいたら参加することができます。

ただ、予算的な制約もございますので、自費参加にはなりますが、会合に参加していただいて、ご意見を言っていただくことについては歓迎いたしますし、それを相互に部会に参加して活動できる仕組みとしております。これについても積極的にご参加いただけたらと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石橋会長 改めまして、今期は、ご提案どおり、推進会議におきましては、(仮称)公共的施設のバリアフリー部会と(仮称)福祉のまちづくり条例施設整備基準検討部会の二つの部会を設置することとして、各部会の正式な名称は、各部会の第1回会議において最終的に決定するという形にしたいと思っております。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石橋会長 繰り返しになりますが、メンバーの選出につきましては、基本的に事務局と副会長と私で意見の調整をさせていただきますが、公募委員の皆様におかれましては、先ほどご案内がありました、事前にいずれの部会に参加したいか、12月3日までにご意見、ご希望を出していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、最後に、議題5のその他でございますが、予定していた議題以外で特に何かご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋会長 第1回目ということもありますので、まだ緊張がほぐれていないかもしれないのですが、なるべく忌憚のない自由な活発なご意見をいただきたいと思っておりますので、以後、よろしくお願いいたします。

特にないようですから、これで議題については終了いたしまして、事務局にマイクを返したいと思っております。よろしくお願いいたします。

### 3. 閉 会

○事務局（布施事業計画担当係長） 石橋会長、円滑なご進行をいただきまして、ありがとうございました。

これにて、第14期第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議を閉会させていただきます。

ちなみに、机上にイベントのチラシを配付させていただいております。11月22日土曜日にチ・カ・ホの北大通交差点広場、大通駅の改札の東側、大通ビッセ側のほうで、心のバリアフリー・フェスタ in チ・カ・ホというイベントを開催いたしますので、もし土曜日にまちに出られる方がいらっしゃいましたら、ふらっと寄っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、以上で閉会させていただきます。

皆様、お疲れさまでした。

以 上